

（百貨店等の避難通路等）

第59条 百貨店等の階には、当該階における売場又は展示部分の床面積に応じ、それぞれ次の各号に定める幅員の主要避難通路を保有しなければならない。

- (1) 床面積150平方メートル以上300平方メートル未満にあつては1.2メートル以上
- (2) 床面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満にあつては1.6メートル以上
- (3) 床面積1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満にあつては2メートル以上
- (4) 床面積3,000平方メートル以上にあつては3メートル以上

2 前項に規定する主要避難通路は、避難口に有効に通じさせるとともに、色別等により他の部分と明確に区別しておかななければならない。

3 百貨店等の階で売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものには、避難上必要な位置に幅員1.2メートル以上（床面積が2,000平方メートル以上のものにあつては1.6メートル以上）の補助避難通路を主要避難通路又は避難口に有効に通ずるよう保有しなければならない。

4 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕

【趣旨】

本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示部分における避難通路の保有について定めたものであり、さらに百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することについて定めたものである。

【解説】

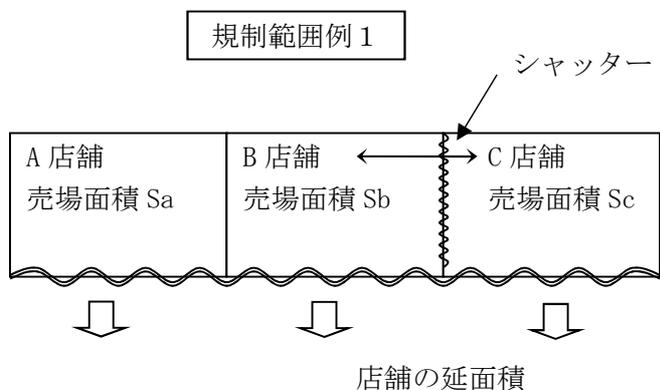
- 1 「売場又は展示部分」とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であつて、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等来客の集合しない部分は、本条の適用はない。
- 2 売場等は、下表に掲げる部分名称欄ごとの適用部分欄をいう。

部分名称	適用部分	除外部分
①物品販売の用に供する部分	<ul style="list-style-type: none"> ・販売のための商品を陳列してある部分 ・製品見本、商品見本、その他の物品を観覧用に供するために陳列してある部分 ・顧客が商品購入、商品選定等のために供する部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所部分 ・商品等の納入、出荷部分 ・食堂等、従業員休憩所 ・その他上記に類する部分
②物品販売部分間の通路	<ul style="list-style-type: none"> ・物品販売部分の間に設けられた顧客の通路 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売部分以外の場所を通過する通路 ・建物と建物の間の上空通路、地下道等
③ショールーム等	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の展示又は実演の用に供する施設 	——
④サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> ・手荷物一時預り所 ・購入物品発送承り所 ・店舗案内所 ・その他顧客に対するサービス施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・兼営事業部分(理容室、美容室、医療施設、飲食の用に供する軽食コーナー等)
⑤物品加工修理場	<ul style="list-style-type: none"> ・①～④の部分に設けられた物品加工修理場(カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品加工修理場、及び食料品等を販売するための直接必要な加工を行う場所を含む。) 	——
⑥その他の部分	<ul style="list-style-type: none"> ・展覧会等の催物のために供される場所 	——

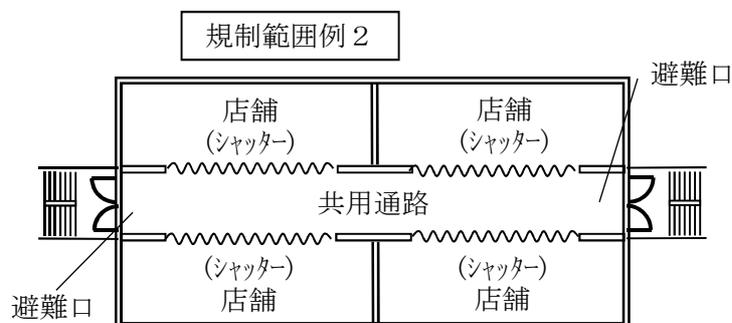
【第59条（百貨店等の避難通路等）】

3 規制の範囲は、階ごとの売場等の床面積の合計による。ただし、隣接店舗間で直接往来できる出入口がなく、かつ、直接屋外に面し、独立して区画した店舗、屋内の共用通路に面し、独立して区画（シャッター区画等による営業時間中開放状態のものを除く。）した店舗は、一の構えごとの床面積による。

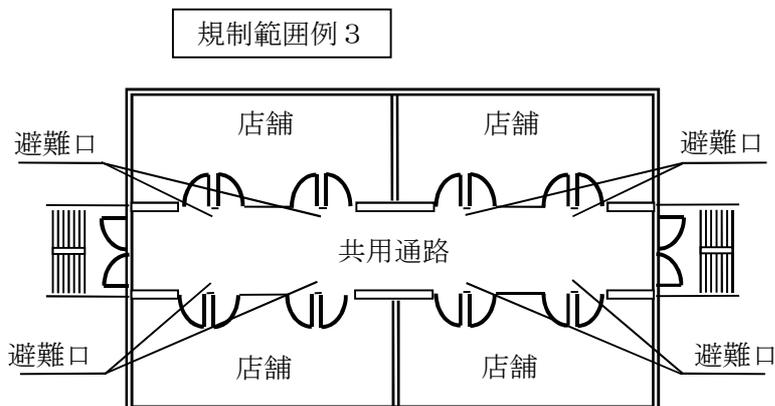
規制対象	規制範囲
百貨店等の店舗 (地下街、準地下街の店舗を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・階ごとの売場等の床面積 ・次の①又は②の場合は、一の構えごとの売場等の床面積 <ul style="list-style-type: none"> ① 直接屋外に面して独立して区画された店舗 ② 屋内の共用通路に面し、独立して区画（シャッター等の区画で営業中開放状態のものを除く。）された店舗（隣接店舗間に出入口がないもの）
地下街、準地下街の店舗等	物品販売業を営む店舗の一の構えごとの売場等の床面積
展示場	上記の例による



A店舗：売場面積 S_a に基づき、避難通路を設ける。
 B店舗、C店舗：直接行き来できるので、売場面積 S_b と売場面積 S_c の和に基づき避難通路を設ける。



シャッターで区画を構成しているので、全体の面積に基づき避難通路を設ける。



それぞれの店舗内で、それぞれの売場面積に基づき避難経路を設ける。

【第59条（百貨店等の避難通路等）】

4 売場等における設置対象床面積及び通路の幅員は、下表のとおりである。

売場等の床面積（階ごと）	主要避難通路の幅員	補助避難通路の幅員
150 m ² 以上 300 m ² 未満	1.2m以上	規定なし
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1.6m以上	1.2m以上
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2.0m以上	1.2m以上
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	2.0m以上	1.6m以上
3,000 m ² 以上	3.0m以上	1.6m以上

5 主要避難通路、補助避難通路の基準は、以下のとおりである。

主要 避難 通路	<p>(1) 売場等の各部分から歩行距離がおおむね10メートル以下(売場等 3,000 平方メートル以上の場合15メートル)</p> <p>(2) 二方向避難を考慮</p> <p>(3) 配置は、「棒状」「ループ状」とすることを原則とし、努めて簡明となるように規模、形態、レイアウト及び避難口の位置等により判断</p> <p>(4) 他の部分と色、材質、テープ等により明確に区分</p>
補助 避難 通路	<p>(1) 主要避難通路のみでは容易に避難できないと認める部分又は一の避難口に複数の出入口がある場合に設置(主要避難通路、避難口に有効に通じること。)</p> <p>(2) 主要避難通路がシャッター等により分断される場合は、直近のくぐり戸に直通するように設置</p>

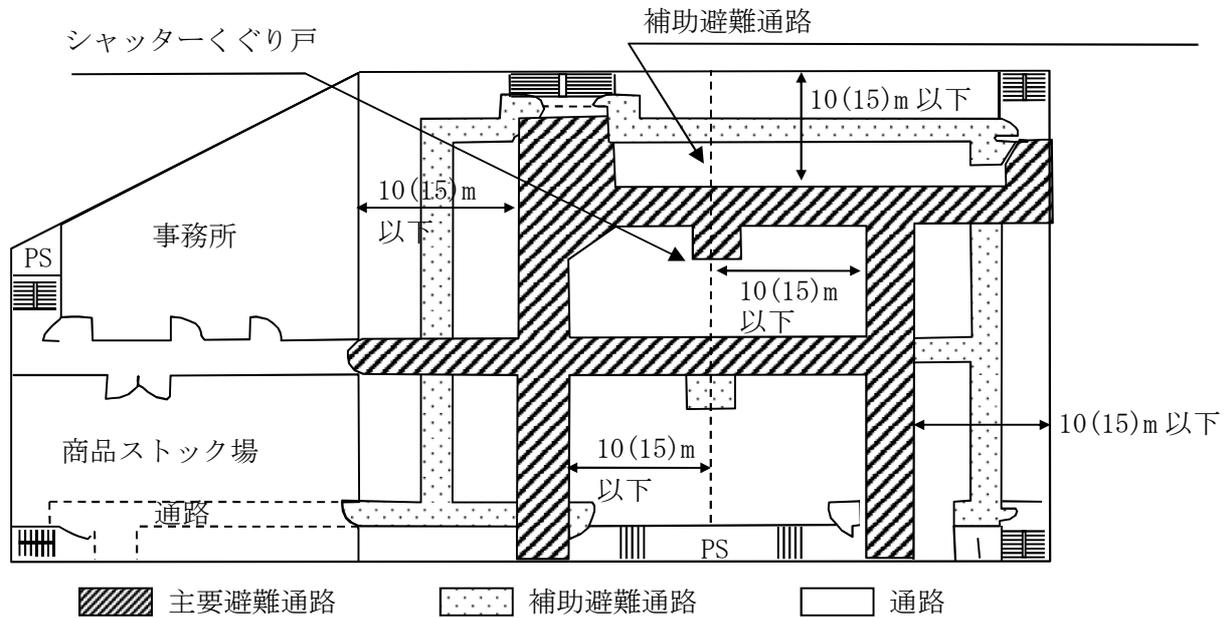
※ 売場又は展示部分以外の部分に避難口がある場合は、本表に準じること。

※ 「避難口」とは、次に掲げる出入口をいう。

- ① 屋内から直接地上に通じる出入口又はその付室の出入口
- ② 直通階段、直通階段の階段室又はその付室の出入口
- ③ 隣接建物への連絡通路の出入口
- ④ 地下街、準地下街の店舗、又は展示場の一の構えにおける共用通路へ通じる出入口
- ⑤ 屋内の共用通路に面し、独立して区画(シャッター等の区画で営業中開放状態のものを除く。)された店舗又は展示場(隣接店舗等間に出入口がないもの。)の一の構えにおける共用通路への出入口

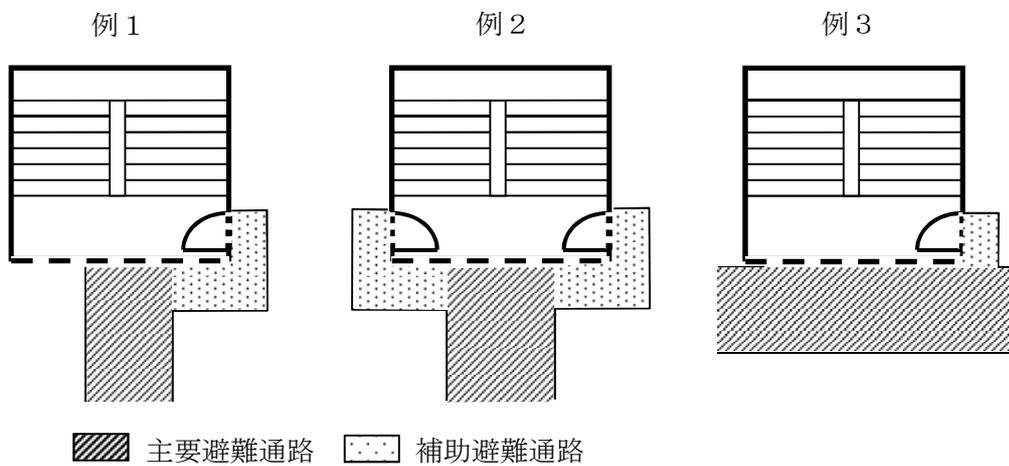
6 避難通路の設置例は、下図のとおりである。

●階全体の設置例

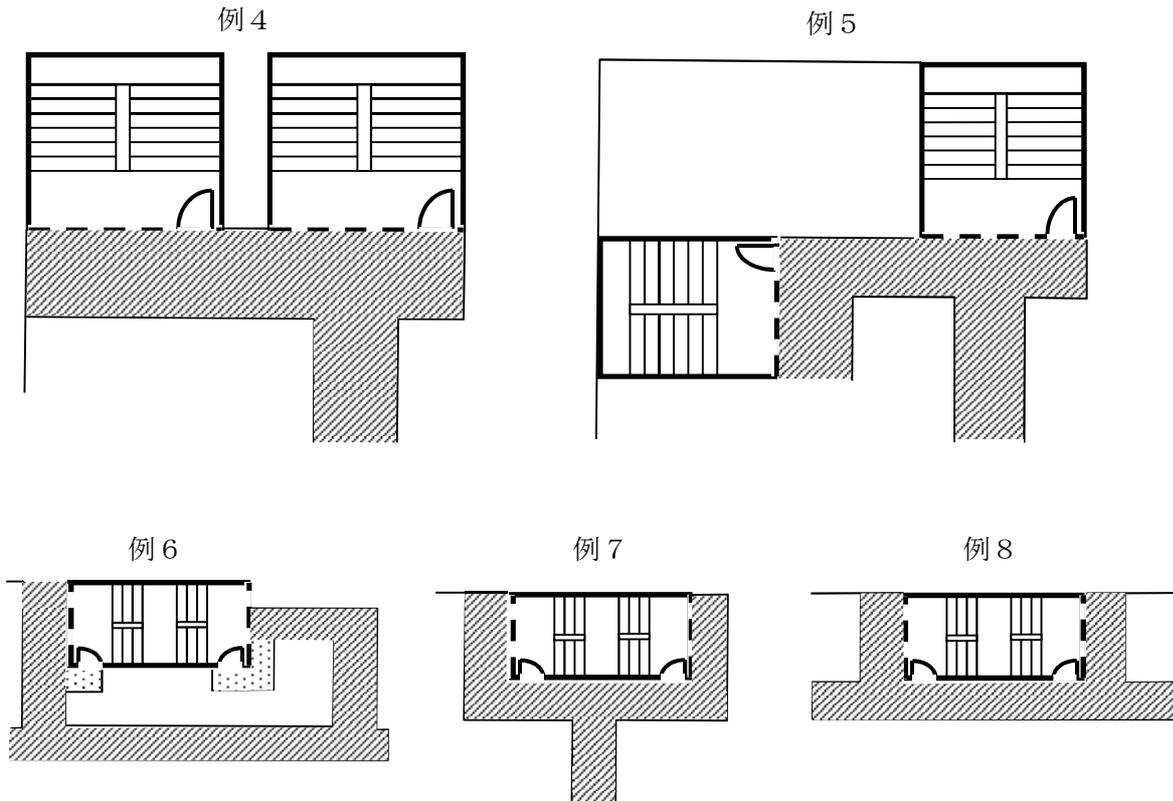


一つの避難口に出入口が複数ある場合、主要避難通路は一次的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、袖とびら等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有する。

●避難通路の設置例



避難口が隣接している場合の例は、下図のとおりである。



- 7 第4項に規定する屋上広場の避難上有効な維持の方法については、規則第12条の5により、以下のとおり定められている。
- (1) 屋上広場は、当該防火対象物に設備された特別避難階段、避難階段（建基令第123条に規定する特別避難階段及び避難階段をいう。）、避難用タラップ及び避難橋等に避難上有効に通ずること。
 - (2) 5階以上の階を百貨店（マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場を含む。）の用途に供する防火対象物にあつては、次によること。
 - ア 屋上広場には、避難の障害となる工作物を設けないこと。
 - イ 屋上広場の面積は、当該防火対象物の建築面積の2分の1以上とすること。